

徳島県告示第百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者	許可番号	処分の内容	処分の原因となつた事実
令和二年三月十八日	阿波土建株式会社 海部郡海陽町大里字浜崎五二番地 宮川 塙	徳島県知事許可 （特・二八） 第一〇二〇号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）第一条の規定による改正前の建設業法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
令和三年十月四日	株式会社アステック 徳島市川内町平石若宮二〇番地	同 （般・二九）	同 （電気工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設	建設業法第十二条の規定に

十五日	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ三 三番地の二 多田 文昭	(般・二九) 第三八〇二号	(土木工事業及びびとび・土工工事業に関する一般建設業許可)	
同 二十九日	株式会社アラタ建設 徳島市八万町寺山一六七番地一 元木 智子	同 (特・二八) 第四一四八号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設 工事業に関する特定建設業許可)	同
同 十二月二日	大田設備 海部郡牟岐町大字中村字本村二 七四番地二 大田 光雄	同 (般・二八) 第五九五二号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十三日	中原カツター 鳴門市大麻町市場字大西二二番 地四 中原 三義	同 (般・〇二) 第七五〇二九号	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一 般建設業許可)	同
同 十五日	有限会社助野組 阿南市椿町高岸一九番地一 助野 達朗	同 (般・二九) 第一〇〇八号	同 (建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十六日	株式会社松田正電機 徳島市東吉野町三丁目三〇番地 五 山花 英司	同 (般・二八) 第三五八号	同 (機械器具設置工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十八日	有限会社近久建設 吉野川市鴨島町上浦八〇七番地 近久 和好	同 (般・〇三) 第三五二四号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設 工事業に関する一般建設業許可)	同
令和四年一月 七日	大久保産業株式会社 徳島市昭和町八丁目八番地 大久保 重敏	同 (特・〇三) 第一一〇三号	同 (防水工事業に関する特定建設業許可)	同
同	株式会社才オタ 徳島市西新浜町二丁目二二番地 太田 八恵子	同 (般・〇二) 第二六七七号	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同

七日	○ 阿南市日開野町宮原七八番地六 藤原 功規	（般・三〇） 第三〇一二二号	（管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	
----	---------------------------	-------------------	----------------------------	--